

富山県農林水産部 「快適な仮設トイレの設置工事」 試行要領（新旧対照表）

改正	現行
1 ～ 3 【略】 4 (1) ～ (3) 【略】 (4) 精算時 ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。 イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。 (ア)「洋式トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>2,300</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。 (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>4,600</u> 円／(2 基・月)とする。) (イ) トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>49,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。 (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>98,000</u> 円／(2 基・月)とする。)	1 ～ 3 【略】 4 (1) ～ (3) 【略】 (4) 精算時 ア 受注者は、別添の「快適な仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出する。 イ 精算変更時に、受注者から提出された「快適な仮設トイレ設置報告書」により、和式トイレとの差額分を共通仮設費（営繕費）に積み上げ、変更契約の対象とする。（運搬、設置、撤去、汲取費用は共通仮設費率分に含まれるものとし、差額の対象としない。）なお、和式トイレとの差額上限額は、下記の通りである。 (ア)「洋式トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>2,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。 (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>4,000</u> 円／(2 基・月)とする。) (イ) トイレと洗面台が一体型の「快適トイレ」を設置した場合について 差額上限は <u>43,000</u> 円／(基・月)とし、男女別で1基ずつ設置した場合は、2基まで変更契約の対象とする。 (男女各トイレ設置の場合、差額上限は <u>86,000</u> 円／(2 基・月)とする。)

(ウ) トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 21,000 円／(基・月)とし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 42,000 円／(2 基・月)とする。)

ウ 受注者が自社保有の快適トイレを設置する場合は、同等品の設置費用(リース料)と和式トイレの差額分を共通仮設費(営繕費)に積み上げ、変更契約の対象とする。ただし、上項で設定している差額上限までとする。

エ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 【略】

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

(ウ) トイレと洗面台が分離型の「快適トイレ」を設置した場合について

差額上限は 21,000 円／(基・月)とし、男女別で 1 基ずつ設置した場合は、2 基まで変更契約の対象とする。

(男女各トイレ設置の場合、差額上限は 42,000 円／(2 基・月)とする。)

ウ 受注者は、別添の「快適な仮設トイレの設置工事に関するアンケート」を監督員に提出する。

5 【略】

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 15 日以降の所長決裁にかかる工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の決裁に係る工事から適用する。